

五 社会・生活

1 生 活

(1) 自 治

四四五 「昭和三十一年矢吹町自治会発足」

矢吹地区自治会発足

隣組制度は終戦によって廃止されたが爾后講和発効に伴いこれが禁止は解かれ新しく自主発足が出来る事になった。今回の町村合併を契機として第一区に於ては中畑、三神地区と歩調を合せ客年暮有志各位の熱意と区民の協力により発足致し続けて第四区は本年二月、三、五区は三月発足の予定であります。

過去の部落行政にもある程度の批判の声もありますが民主主義の原理を探究する時必ずしも趣旨に反するものではなく善きをとり悪きをすててよりよい部落行政を確立致し全町民一九となつて新町の育成に協力を願います。

願わくば一日も早く第二区民の自主制により自治会の発足を希望致します。

総務課 芳賀 博

矢吹地区自治会結成

六月一日発足

自治会結成については、有志各位の熱意と会員の御理解により本月一日一斉に発足出来ました事に對し衷心より感謝を申上げると同時に今後の自主地方行政の基盤として益々御発展を希望致します。

右結成届出を受けた役員及び三神、中畑地区の役員を御報告申し上げ会員各位の絶大なる御協力を御願ひ致します。

◎矢吹地区

区及び部落名	氏 名	世帯数	横石	佐久間政道
第一区会長	菊地 長雄	三七	下町	矢部 吉明
第二	佐久間 隆	二九	根岸	丹内 忠二
第三	須藤 儀信	二四	西原	船橋 俊
第四	高田 敬次	二三	須乗	泉川 金保
第五	須藤源四郎	三三	新田	松谷 正勲
柿之内区長	須藤清一郎	二	南原	大木 貞
田 内	角田千嘉雄	二	弥栄	泉川 正秋
◎三神地区			沢尻	佐々木藤雄
上町区長	小林 徳貞	二	神田	関根幸四郎
				藤井 源七
				咒

中野目〃	白坂 忠助	三 寺内〃	鈴木弥太郎	三
堤〃	吉田 兵司	三 鍋内〃	大和田重吉	元
明新〃	円谷 正吉	三 根宿〃	野崎亥之太郎	六
●中畑地区		松倉〃	井戸沼智好	八
本村区长	小林 広吉	三 諏訪清水〃	近藤 留治	二
原宿〃	高久 喜芳	三 長峯〃	熊田 秀雄	四
平鉢〃	箱崎 福蔵	三 五本松〃	古川 東一	五
大畑〃	青木 一英	三 稲荷釜〃	菅野 辰雄	三
	総務課 芳 賀 博			

[昭31・6・10「広報やぶき」抜粋]

四四六〔矢吹町区長会規約〕

矢吹町区長会規約

(目的)

第一条 本会は、矢吹町区長相互の連絡強調を図り、その組織活動を助長し、もって行政を地区住民へ浸透させ矢吹町発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第二条 本会は、矢吹町区長会と称する。

(組織)

第三条 本会は、各区長及び各部落長を以って組織する。

(事務所)

第四条 本会の事務所は、矢吹町役場内に置く。

(事業)

- 第五条 本会は、第一条の目的達成のため次の事業を行う。
- (1) 行政と住民の連絡に関すること。
 - (2) 行政思想の普及に関すること。
 - (3) 町が行う事業の推進に関すること。
 - (4) 各種、啓発、啓蒙活動に関すること。
 - (5) その他目的達成に必要な活動

(役員)

第六条 本会に次の役員をおく。

会長一名・副会長三名・会計一名・幹事六名・監事三名・書記一名

(役員の選出)

第七条 役員は総会において選出する。ただし、書記は会長が委嘱する。

(役員の任期)

第八条 役員の任期は、一年とする。再任を妨げない。ただし、補欠の場合は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務等)

第九条 役員の職務は、次のとおりとする。

(会議)

第十 条 会議は、総会及び役員会とし会長がこれを招集する。

- (1) 会長は会務を統轄し本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長が指名する。副会長がその職務を代理する。
- (3) 会計は、歳入歳出予算に関する事務を行う。
- (4) 幹事は、事業計画、実施計画に関するところを行う。
- (5) 監事は、会計の監査を行う。
- (6) 書記は、会議を記録する。

二 総会は、毎年一回とし、必要に応じ臨時に開催することができる。

三 役員会は必要に応じて開催する。

四 会議は過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

五 会議の議長は、会長があたる。

(附議事項)

第十一 条 会議に附議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算決算に関する事項

(会計)

第十二 条 会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

- (2) 規約の改正に関する事項
- (3) その他必要な事項

二 本会の経費は負担金及び寄附金をもってこれにあてらる。

(附則)

この規約は、昭和四十六年四月一日から施行する。

〔矢吹町区長会綴〕抜粋〕

四四七〔矢吹町保健委員会規約〕

矢吹町保健委員会規約

(目的)

第一 条 本会は矢吹町保健委員相互の連絡強調を図り、その組織活動を助長し、もって住民の積極的な環境衛生生活動により健康で文化的な町づくりを目的とする。

(名称)

第二 条 本会は矢吹町保健委員会と称する。

(組織)

第三 条 本会は各区(部落)長をもって組織する。

(事務所)

第四 条 本会の事務所は矢吹町役場住民課内におく。

(事業)

第五 条 本会は、第一条の目的達成のため、次の事業を行なう。

(1) 環境衛生事業

(2) 環境衛生思想普及

(3) その他目的達成に必要な協力事業

(役員)

第六 条 本会は、次の役員をおく。

(1) 委員長一名 副委員長三名 監事二名 書記二名

(内会計一名)

(2) 役員は総会において選出する。ただし書記は会長が委嘱する。

(役員の任期)

第七 条 役員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、

補欠の場合は前任者の残任期間とする。

(役員の職務等)

第八 条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 委員長は会務を統轄し、本会を代表する。

(2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時は

委員長の指名する副委員長がその職務を代理する。

(3) 監事は会計の監査を行なう。

(4) 書記は本会の庶務会計の事務にあたる。

(会議)

第九 条 会議は総会及び役員会とし、委員長がこれを招集する。

二 総会の開催は毎年一回とし、必要に応じ臨時に開催することが出来る。

三 総会は過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

四 総会の議長は委員長があたる。

(附議事項)

第十 条 総会に附議する事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画及び予算決算に関する事項

(2) 規約の改正に関する事項

(3) その他必要と認めた事項

(役員会)

第十一 条 役員会は必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

(会計)

第十二条 会計年度は毎年四月一日から翌年三月末日までとする。

二 本会の経費は負担金、寄附金及びその他の収入をもつてあてる。

(附則)

この規約は昭和四十年四月一日から施行する。

(注) 昭四十九年 第四条(事務所) 保健福祉課内 改正

昭五十年 第四条(事務所) 役場内 改正

第六条(役職員) 役員は区長会役員をもつてあてる。改正

〔町有「保健委員会総会繰」抜粋〕

四四八〔昭和四十五年自治会区長報酬引上げ陳情〕

陳 情 書

各部落の行政区長の報酬が非常に少ないので、遺憾に思っております。

もともと区長は、部落の自治として惣代の役割が主でありました。処が最近、役場の末端的・行政的役割を課せられております。

役場の仕事、何ひとつだって、区長を経由してないのはありません。役場の仕事、いろいろ合理化されているようですが、それは無報酬に近い区長の犠牲の上に立っていると言っても

過言ではありません。

部落区長をやれば、一年間自分の仕事が出来ません。その報酬が数千円に過ぎません。議員の方は、年間二十数万円の報酬だと聞いています。勿論私たちと町の議会の方々と比較することは妥当ではありませんが、せめて議員報酬五名分位を町全体の区長に見返るだけの仕事はあると思います。

世の中が非常に変化してきていますので、人間一人が無報酬に近い状態で貢献することは今後考えられないと思われます。

どうか、その点を御賢察くださいまして、区長報酬の増額をお願い申し上げます。

昭和四十五年一月二十八日

矢吹町区長会

会 長 遠 藤 竜 三 ㊟

副会長 古 山 郁 男 ㊟

酒 井 政 ㊟

長 田 倉次郎 ㊟

矢吹町議会議長殿

〔町有 昭45「矢吹町会議録」抜粋〕

四四九〔昭和四九年第五区自治会報創刊〕

会報発行のごあいさつ

若葉色まさに目にしむころとなりました。

この度、私五区自治会長の要職をいただき、その責務大なることを痛感いたします。

思うに現在の区の現況は新たに住われる人々の年々多く、近代的建築がたちならび、町の新開地として躍動していると思います。

このような時、自治会としては居住者の皆様と一層かたく手になぎり、地域の特異性を活し、意識して新しい発展を望まねばならないと思います。

まずそれには皆様と意志の疎通をはかることが最も必要だと思います。ここに会報を発刊することになりました。

どうかこの精神をおくみとり下さり、親ぼくのきずなをますます深め、心の「フレアイ」の基として、皆様の力で、この会報を盛り上げお育て下されることをお願いいたし発刊の言葉といたします。

第五区自治会長 星野勝雄

☆☆ この会報に名前をつけて下さい。

お祝いのことば 矢吹町長 仲 西 藤 次

この度、五区町内会が他区にさがけて広報紙を発行すること

になったことは、時宜を得た企画であり心から敬意を表するものであります。

私が子供のころの五区と云えば、春先は三原色（レンゲの花の赤、菜の花のきいろ、麦の葉の青）におおわれた畑、その中に点在する数戸の農家。野道をいけば、突然、きじが足もとからとびたつと云う誠にのどかな農村風景でありました。

それが今では近代的住宅が立ちならび、総世帯四七〇余戸のうち、サラリーマン世帯が二四〇、農家三〇世帯と云う変り方です。

昨年、三ビシ総合研究所で策定した県南地方の開発計画によれば、三十年後の矢吹町の人口は五万人に達するといわれますので、昭和八十年には、当町も市制がしかれることも予想されま

す。

そのころの五区の姿は一段と変ることと思います。

ところで、このように都市化が進むにつれて、心配されるのは失われていく共同意識ではないかと思われま

す。「秋雨やとなりは何をする者ぞ」と云う句がありますが、都市化にともない人の心のふれ合いにもうるおいがなくなるのが通例とされております。

このようなことを考えると、この広報紙が、五区に住む人の相互シンボクのきずなとして、またよりよい町づくりの一助として

大いに期待されるものと考えます。

どうかこの広報紙をみんなの心の広場として育てていかれますことを期待しお祝いの言葉といたします。

〔昭49・6・15「第五区自治会報」創刊号抜粋〕

〔注〕昭49・10・1第3号より「きじ乃里」と正式に決定している。

四五〇「矢吹町一本木親善楯柄講」

矢吹町一本木親善楯柄講

一 発 足 昭和三十七年四月

一 目 的 近隣の有志にて組合を作り、主として葬儀の節、各役割を以てお手伝をする。

一 会 費（舌代）

この組合は皆さんの申合せにより順番に毎月、月末迄に組合員より各五百円宛集金の上、取まとめて会計係へ渡し、会計は月始め白河信用金庫へ渡し、預金する事と決定しました。

一 会 員 十一名（発足時）昭和四十四年十五名

一 倉庫建設 昭和四十二年十月

工 費 十七万円 大谷石造

一 備 品 天幕 黒幕 什器 他

一 役 員 昭和三十七年 組合長 斉 藤 勝 男

会 計 内 山 信 貞

一 葬儀役割 一 寺 行 二 名

一 受 付 三 名

一 地取陸尺 二 名

一 配膳係 外全員

一 赤飯係 二 名

一 役整理 五 名

〔一本木 内山信貞家文書〕

(2) 生 活

四五二「昭和二十二年矢吹町生活援護関係」

厚生関係事務報告

本町に於ける扶助状況左の通りであります。

(1) 要保護者調

区 分	戦 災 者	引 揚 者	一 般 生 活 困 窮 者	計
世 帯 数	廿 戸	四 戸	四 戸	廿 七 戸
人 員	八 人	四 人	一 八 人	三 〇 人

援護金、緊急援護二〇、七三八円、生活保護法に依る分五一、

八一八円

収容者 なし

(2) 遺族調査表

区分	戸数	戦没者数	区分	戸数	戦没者数
第一分	三	三	第四区	一四	一五
第二区	二六	三	第五区	八	二〇
第三区	三	三	計	六四	二三

(3) 厚生関係配給

軍放出詰	一三筒	シャツ上下組	一三点
軍放出パン	八六疋	釜外五品目	一八二点
軍靴外十品目	六六六	木製バケツ外三品目	八五点
包巾外之品目	一四四点	釜外四品目	一〇〇点
型掛胴着	二五二点	鼻緒	一六二点

〔町有 昭22「矢吹町会議録」抜粋〕

四五二〔昭和二年供米に対する協力要請〕

二二信教

昭和二十二年十月二十五日

信夫地方事務所長

各小学校長殿

各中学校長殿

各青年学校長殿

供米に対する協力要請について

標記のことについて左記の通り協力することになったから生徒を通し周知徹底方お取り計い願いたい。

記

供米に対する協力要請について

政府は過般の東北関東地方の大水害に依る減収を約百五十万石と見込み農家の保有米三千万石を残して全国各都道府県に対し三千五十万石の供米割当を決定した。この割当が百％完遂されたとしても我が国の食糧は絶対量に於てなを相当の不足を告げる実情である。若し供米成績が良好でなかつたら経済的悪循環は国民生活の不安定を招きあらゆる生産意慾をばみ小国民の体位の低下を来し国家再建はおろか民族の光明すら認めることの出来ない重大な結果となることは火をみるよりも明かである。我が国は現在七千八百万の人口を擁し食糧問題を中心として歴史上かつてない経済的な危機が刻々その深さと巾をひろげてゆき生産は「過少再生産」と名づけるジリ貧状態に進み食糧不足によって勤労者の家計は其の七％前後を主食の買い入れに向けなければならない実情である。世界的立場から食糧生産状況をみるに欧州では未曾有の大旱害に遇ひ四割以上の減収と推定され又世界の二大食糧輸出国である北米合衆国カナダ共に昨年の九割と言はれ殊に合衆国は二千万トンに及ぶトウモロコシの大減収である。随つて日本が昨年

総司令部より恩恵に預った千四百五十万トン約九百八十万石といふ

大量の食糧輸入は到底望み難く総司令部シエンク中佐の「供出について」の覚書に指示された如くどうしても全国農民の理解と協力に待って国民自らの手によって食糧問題を解決せねばならぬことになった。聞くところによれば合衆国では一日一片のパンを節約し或は肉なしデー卵なしデーを制定して節食運動を国家的にとりあげ節約して出来た食糧を歐洲並に他の占領国民に提供するといふ。占領下の日本農民に犠牲の要求されるのは当然でなからうか。もっとも供米運動は単に農家だけの問題でなく消費者も生産者の立場のなかでも水田耕作農家の経営の困難を充分理解し兩者一丸となり同胞相互扶助の精神運動によってこれが成功を希ひ食糧問題の重圧を少しでも軽減して国家再建への歩みを踏み出さなければならない。

扱て本県の供米割当量は九十九万五千石（他に甘藷四百七十七千貫）と決定された。これは昨年の割当量八十二万石に比べて十七万二千石の増加で決して安易なものではない。然し我々県民は先に述べた我が国の現状に鑑み国家的民族的見地に立つて万難を排して極力政府の供米政策に協力せねばならない各位は次の要項をくみとって郷土の特殊性を充分考慮の上各々の立場から全国的に協力し勸奨に努力されたい。

尚軍政府よりも供米協力についての指示のあったことを念のた

めに申添える。

供米協力実施要項

一、学校実習地域は休閒地等の学校農園よりの収穫米、甘藷は進んで供出をなし郷土の農家に模範を示すこと。

二、各学校毎に食糧問題研究会等を開き市町村の割当数量に随つて供米勸奨に協力すること。

三、PTAを通じて食糧問題の重要性を解明し供米運動に協力すること。

四、児童・生徒を通じて

1 小学校五年以上、中学校中等学校青年学校の児童・生徒に對しては社会科で食糧問題を取り上げて研究せしめ現下の日本に於ける供米の倫理的意義を理解せしめ児童・生徒を通じて父兄へ供米の重要性並に供米勸奨に努めること。

2 作文習字などにより或は標語ポスターグラフを作製して供米運動の徹底を期すること。例へば部落単位町村単位郡単位等の供出量を調査の上、グラフ化し他町村との比較更に時日の経過による成績推移状況等を記入せしむることなど望ましいことの一つである。

（但し各農家別のグラフなどは避けた方がよい）

五、其の他学校管下のあらゆる会合の機会をとらへて供米の重要性を解明し百%供出の万全を期すること。

〔昭47「福島県教育史資料第6集」抜粋〕

四五三〔昭和二十三年供出米優良報償〕

議案第五四条

昭和二十二年産米供出優良によって報償として交付さ

れたガラス使途に関する件

昭和二十二年産米供出優良なる為め報償としてガラス一箱の交付を受けたので之を矢吹町小学校窓ガラス補習用として使用するものとす

昭和二十三年十二月二十七日提出

矢吹町長 仲西正次

〔町有 昭23「矢吹町会議録」抜粋〕

四五四〔保有米二割供出後の農村食生活設計〕

食生活設計事例1（作有米二割供出後ニ於ケル農村食生活設計）

食生活設計基本材料			月別						備考
食品名	米一合ト 同熱量ノ 食品量	蛋白質質量 グラム	三・四 匁	五・六 匁	七・八・九 匁	一〇・一一 匁	一二 匁	一・二 匁	
大麦	四〇	一〇	二倍 ($\frac{1}{10}$)	三倍 ($\frac{1}{100}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	二倍 ($\frac{1}{100}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	一日一人の均糧ニ合
粟	四〇	一〇	二倍 ($\frac{1}{10}$)	三倍 ($\frac{1}{100}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	二倍 ($\frac{1}{100}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	
黍	四〇	一〇	二倍 ($\frac{1}{10}$)	三倍 ($\frac{1}{100}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	二倍 ($\frac{1}{100}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	
稗	四〇	一〇	二倍 ($\frac{1}{10}$)	三倍 ($\frac{1}{100}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	二倍 ($\frac{1}{100}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	
蜀黍	四〇	一〇	二倍 ($\frac{1}{10}$)	三倍 ($\frac{1}{100}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	二倍 ($\frac{1}{100}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	
鈴	四〇	一〇	二倍 ($\frac{1}{10}$)	三倍 ($\frac{1}{100}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	二倍 ($\frac{1}{100}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	二倍 ($\frac{1}{10}$)	
甘藷	二六	一三	一 ($\frac{1}{10}$)		一 ($\frac{1}{10}$)	一 ($\frac{1}{10}$)	一 ($\frac{1}{10}$)	一 ($\frac{1}{10}$)	
藷	二六	一三	一 ($\frac{1}{10}$)		一 ($\frac{1}{10}$)	一 ($\frac{1}{10}$)	一 ($\frac{1}{10}$)	一 ($\frac{1}{10}$)	
芋	一四	四			〇・三 ($\frac{1}{10}$)	〇・二 ($\frac{1}{10}$)	〇・五 ($\frac{1}{10}$)	〇・五 ($\frac{1}{10}$)	
里南	一四	四			〇・三 ($\frac{1}{10}$)	〇・二 ($\frac{1}{10}$)	〇・五 ($\frac{1}{10}$)	〇・五 ($\frac{1}{10}$)	

主 食		食 別	
		月 別	
麦・馬鈴薯 混ぜ飯		献立	三・四月
馬 塩 鈴 麦 米 薯		品 名	
少々	六 三	重 量	
	二五〇 三三三	熱 量	
	四・三 六・六	蛋白質量	
麦	飯	献立	五・六月
	麦 米	品 名	
	二四 三	重 量	
	二五〇 四二三	熱 量	
	九・〇 八・三	蛋白質量	
麦	飯	献立	七・八・九月
	麦 米	品 名	
	六 六	重 量	
	一六六 三三三	熱 量	
	七・三 六・六	蛋白質量	

食生活設計事例 2 (各季節別・食分献立例・附記間食)

[illegible]

食	主 食	食別 月別		計	間 食	計	副 食
		献立	品 名				
イナゴ炒	甘 薯 飯	十・十一月	献立				切干大根・馬鈴 薯味噌汁
醬 牛	甘		品				魚 味 馬 切
油	塩 米		名				鈴
油 芽	薯		重 量				粉 噌 薯 干
少々 〇・五〇	少々 〇・三三		熱 量				一〇〇・三三
七・五	八・三	十二月	熱 量			九六	〇・五五五五
一・九	〇・八		蛋白質量			二六・四	二・七三・一・四・一・二
根おろし	すいとん汁		献立		蒸 し パ ン		鉄火味噌・野菜 加へる
醬 大 鰯	味 魚 ね 人 馬 小		品		ふ ほう 小 く ら れ ん 粟 麦 し 粉 草 粉		野 牛 砂 大 味 ビ 油
油 根 干	噌 粉 ぎ 参 薯 粉		名		塩		ル 芽 糖 豆 噌
少々 一・五〇	二〇 一 五 五 四 四	一・二月	重 量	少々 一・五〇	少々 一・五〇	二〇	二〇 二 五 〇 二 〇
九・六	五・二 〇 五 七 二 三 五 〇		熱 量	二・五	二・五	九二	二・七 一 七 二 〇
二・五	三・二 二 七 三 八		蛋白質量	二・〇	二・〇	五・八	一・六 〇 六 五
	大豆・馬鈴薯・ 混ぜ飯		献立		馬鈴薯塩茹で 生トマト		鯿・茄子・南瓜 煮附
	馬 大 塩 鈴 米 薯 豆		品 名		ト 馬 マ 塩 鈴 ト 薯		醬 南 茄 鯿
	少々 六 四 六	一・二月	重 量	少々 六	少々 一・六	二〇	少々 三 三 三
	一・六 八 三 三		熱 量	五・九	五・九	六〇	三 三 三
	四・三 三 六 六		蛋白質量	二・四・〇	一 一 三	三・七	一・八 一 六

き	き	ぎ	く	く	く	く	く	こ	こ	し	し	し	し	し	し	す	す	す	す	す	ぜ	た	た	た	ち	つ
つねあざみ	いご	ぼし	ず	こ	ご	い	い	い	ぶ	す	ゆ	ら	め	ら	ゆ	た	す	と	す	な	ひ	ま	の	す	が	は
菊科	いばら科	ゆめり科	なす科	なす科	いばら科	いばら科	ぶな科	ぶな科	すひかつら科	ゆり科	らん科	らん科	め科	らん科	菊科	しやくなげ科	で科	みれ科	とくさ科	すべりひゆ科	ぜんまい科	うこぎ科	菊科	すべりひゆ科	禾本科	菊科
嫩	嫩	果	嫩	嫩	嫩	果	果	果	果	嫩	嫩	嫩	嫩	嫩	嫩	果	葉	葉	胞子茎・栄養茎	葉	芽	嫩	嫩	嫩	葉	嫩
葉	実	根	葉	葉	葉	葉	葉	葉	葉	葉	花	花	花	花	花	実	実	実	花	茎	芽	葉	葉	葉	茎	葉
餅に入れる	生食	和へ物	葉は和へ物、乾して炒り粉となす、根は澱粉	生食	生食	生食、酒に入れる	煎りて食す	煎りて煮て食す	生食	和へ物	塩漬にして湯をさして食ふ	漬汁、味噌汁	サラダ、浸し物、和へ物	浸し物、しこ飯	生食、果実酒	生食	葉（浸し物、漬汁）、花（砂糖煮）	浸し物、和へ物、佃煮	浸し物、和へ物	灰汁をぬき乾して煮物	和へ物	浸し物、和へ物、漬汁	サラダ、たんぼ飯、和へ物	煮物、和物、浸し物	煮物	

四五六〔昭和二三年矢吹町復員関係報告〕

復員關係

1 復員進行については当局に於て鋭意努力中であるが目下の処シベリヤ方面及その他に残留するもの尚二十数名あり然しながらこの四月の解氷期より再び引揚開始せられ今年中には引揚完了するものと思われる。

昭和二十三年一月一日より十二月三十一日までの復員状況左の通りである。

方面別	シベリヤ	引揚者数	十名	未引揚者約	二十名
-----	------	------	----	-------	-----

尚この外一般邦人の未引揚者二名あり

〔県立修鍊農場教育資料より〕

〔町有 昭24「矢吹町會議錄」抜粹〕

四五七〔昭和二四年矢吹町復員・引揚者状況〕

五 復員關係

昭和二十四年度中復員者 十二名 未復員数 十四名

六 社会関係

三 引揚援護金について

引揚者の労苦を慰め且つ留守家族を慰問する為め一円以上の献

[illegible]

金を求めました処其の成績は次の通り

募金高 二二、二二二円

支出高 二〇、五八二円五〇銭

残 高 一、六二九円五〇銭 翌年度へ繰越

四 引揚者収容住宅設置について

海外よりの引揚者にして住宅に困って居る者を収容する引揚住宅を県費の補助を受け四棟建設収容した尚本年も引続き割当を申請中である

「町有 昭25「矢吹町会議録」抜粋」

旧陸海軍関係遺族年金弔慰金進達状況並びに裁定状況

旧陸海軍の別	本村戦没者数(柱)	法該当者数(柱)	法非該当者数(柱)	進達済数(柱)	未進達数(柱)	裁定済数(柱)	未裁定数(柱)
旧陸軍関係	七	七		七	〇	四	三
旧海軍	三	三		三	〇	一	三
計	一〇	一〇		一〇	〇	五	六

四五九〔昭和二八年度三神村戸籍事務報告〕

戸籍事務報告

一、本年度に於ける戸籍取扱件数は昨年度と大差はないが特記すべきは出生及婚姻届が減少しこれに反して離婚転籍分籍届が多かったことでありまして転籍者の大部分は他町村に永年居住し本籍地には家屋敷及び親族等のないものが比較的多く分籍件数

四五八〔昭和二七年度三神村戦傷・戦没者援護報告〕

戦傷病者戦没者遺族等援護事務

戦傷病者戦没者遺族等援護法が昭和二十七年四月二十五日国会に於て成立同月三十日法律第一二七号を以て公布され四月一日にさかのぼって施行されたので同年五月より遺族援護についての事務を進行致し七月より遺族年金弔慰金の請求受理を開始八月に進達を完了致した。

その取扱件数状況左表の通り

「町有 昭28「三神村会議録」抜粋」

の多かったのは民法戸籍法の改正に伴い家の制度が変わったために従来の分家届出の制度がなくなったのが原因と思はれます。

なお名の変更届が一件ありました。がこれは嫁と姑が同名のために諸般にわたって不都合が多いというのが家庭裁判に提出した申請の理由でした。

本年度の取扱件数は三四九件でその内訳は次の通りであります

す。

区 分	件 数	区 分	件 数
出 生	一八件	離 婚	七件
死 亡	六	養子縁組	二
婚 姻	三	養子離縁	一
転 籍	二〇	認 知	一
入 籍	八	名の変更	一
計	二	計	二〇

二、寄留届に関しては例年とも低調でありまして之が基本法である寄留法は町村居住の全員を登録するものでないため行政上の利用価値に乏しく又この制度から受ける実益が少いため届出は勵行されずために寄留法は死文等しいものなりとの冷たい批判も起り之が改廃について識者間に強く論議されておりましたが遂に昭和二十六年六月に法律第二一八号を以て住民登録法が公布され同時に寄留法が廃止となり本年七月一日から住民登録制度が実施されたのでありましてこの制度は地方自治法第十条にいう市町村の住民を世帯を単位として登録することをその任務としておりまして今後この登録により配給事務は勿論選挙教育徴税衛生生活保護及び住民の居住関係の証明等各種行政事務の処理上に大きな役割を果すことになったのであります

なお本年六月末に寄留法が廃止となるまでの寄留届関係と七

月以降の住民登録関係の内容は次の通りであります。

1 寄留関係

(イ) 住所寄留届 十五件

(ロ) 転寄留届 七件

2 住民登録関係

(イ) 本村に本籍を有し他町村に居住しておるもの照会に対し

回答した件数 四八二件

(ロ) 他町村に本籍を有し本村に居住しておるもので他町村に

照会した件数 一三三件

三、戸籍謄本抄本の交付状況については毎年三月は諸学校の卒業と相俟って進学就職或は婚姻届等に必要なため交付件数は多いのであるが本年に於て特記すべきは戦没者及戦傷病者に対する遺族年金弔慰金及障害年金等請求に必要なため之れが交付状況ははるかに多く昨年に比し総件数に於て約三億総枚数に於て四倍手数額に於て六倍の多きを示しております。この謄抄本の作製交付状況は左表の通りであります。

区 分	件 数	枚 数	手数料額
謄 本	三七件	六六枚	三、一〇円〇〇
抄 本	三四件	三三枚	一〇、七〇円〇〇
計	六五件	一、三四枚	三、七〇円〇〇

右の外に他の市町村長からの請求により無償交付した件数は次の

通りであります。

区 分	件 数	枚 数	摘 要
謄 本	一七件	四枚	
抄 本	一五件	一六枚	
計	三件	五枚	

四、身分証明印鑑証明及び死亡証明その他の証明書の交付状況について就職各種營業の許可申請及登記関係並に保険料の払戻等のために利用され之が交付状況は左表の通りであります。

区 分	件 数	手数料額	摘 要
身分証明	四三件	一、一〇〇円〇〇	
印鑑証明	一三件	四、一〇〇円〇〇	
死亡証明	一〇件	一〇〇円〇〇	
年令証明	一〇件	一〇〇円〇〇	
在籍証明	一件	三〇〇円	
戸籍証明	一件	三〇〇円	
計	三七件	六、〇〇〇円〇〇	

右の外に労働基準法第百十一條による無料証明をした件数は身分証明が四件年令証明が十二件合計十六件であります。

五、人口動態事務取扱件数は次の通りであります。

- 1 出生 一四一件
- 2 死亡 五一件
- 3 婚姻 三八件

- 4 離婚 六件

- 5 死産 三件

計 二三九件

六、その他戸籍の編製状況

- 1 新戸籍の編製

本人が筆頭者（元の戸主）でないものの婚姻或は子の出生届出による新戸籍編製したのが四七件

- 2 二十五年経過副本の調製

戸主が死亡したためその長男（女）が家督相続をするためにその戸籍が改製されますがこの改製されてから二十五年経過した戸籍は副本を調製して法務局に送附されますがこの件数は九件でありました。

七、昭和二十七年十二月末現在に於ける戸籍の現況

- 1 本 籍 数 九〇六籍

- 2 本籍人口 四、七七九人

- 3 現住人口 三、七三六人

- 4 非本籍数 七六籍

- 5 非本籍人口 二二一人

- 6 本村在籍者で他の市町村に居住している数 一、二六四人

八、その他

- 1 人口動態統計事務

(イ) 出生 一四一人
男六六人 平均体重三、二十一グラム
女七五人 平均体重三、〇七三グラム
(八二〇〇克)

(ロ) 死亡 五一人
男二五人 平均寿命 最高七九年六月
女二六人 平均寿命 最低生後四月
三五年六月 最高八六年一月
最低生後十四日

男女ともに死亡平均年令の低いのは乳幼児の死亡が比較的多かったためです。

(ハ) 婚姻 三八組
男平均年令 二六年〇月
女平均年令 二三年二月

(ニ) 離婚 六件
男平均年令 三三年九月
女平均年令 三三年〇月
平均同棲期間 五年三月
同棲期間の最も短かいもの三月

(ホ) 死産 三件
妊娠平均月数 九ヶ月
〔町有 昭29「三神村会議録」抜粋〕

四六〇〔昭和三一年復員引揚者関係報告〕

八、復員引揚関係

引揚問題は日ソ国交の回復により一段落の感あるも本町に於ては未だ「七名」の者が消息不明のままなっている事は洵に御気毒に堪えない処であるこれに対し国及県に於ては究明に努めている。

七月二十三日 中畑忠志殿の遺骨伝達
十二月二十七日 町内留守家族を慰問
六月三十日 海外引揚者事実調査

本町に於ける該当者百八世帯

地区別 世帯数

満州	四七
朝鮮	二八
樺太	八
台湾	八
中国	一四
その他	三
計	一〇八

〔町有 昭32「矢吹町会議録」抜粋〕

四六一〔昭和三二年復員引揚者関係報告〕

七、復員引揚関係

- 1 本町に於ける未引揚者数八名
- 2 留守宅渡受領者五名 一四〇、六六九円
- 3 留守家族に対しては十二月二十六日歳末慰問を実施した
- 4 生存資料の入った者一名（中畑国分和夫）

〔町有 昭33「矢吹町会議録」抜粋〕

四六二〔昭和四十六年土中から爆弾戦中の残物〕

物騒な忘れもの

土中から爆弾

中畑字稲荷釜二〇八番地、下重明則さん所有の山林（種子セン
ター前）で十三日高田工業所大戸登さんがブルドーザーで道路整
地用土採取の際、長さ二米一〇〇〇の爆弾を発見、警察署に連絡
して自衛隊に処理依頼をしました。

この爆弾は終戦時の昭和二十年八月中旬ころ、矢吹ヶ原にあつ
た航空隊が弾薬処理のため埋めた百本のうちの一本で、その後、
危険をとりのぞくため別の個所に掘り起して移動したが、どうし
た手違いからか一本だけが取り残されていたもの。

この一本の爆弾がたまたま作業中に発見されたもので、早速陸
上自衛隊山形駐とん部隊から処理班が来町、西郷村の演習場に運
んで処理いたしました。

〔昭46・12「広報やぶき」抜粋〕

四六三〔昭和四十七年度くらしの相談状況〕

くらしの相談

昨年七月機構の一部改革により、住民課にあつたくらしの相談
係が町長公室に移り装いも新たに新発足した。

町民による困りごと等の相談件数は、次のとおりであるが、役

場に相談に来る事に或る程度、抵抗はづかしさを感じている方が
多いのではないかと考え、今後は気やすく相談をできるよう一層
努力したいと考えている。

項目別	件数	延相談回数	項目別	件数	延相談回数
くらしの相談	二六	五	交通事	八	二
総ム課	一	一	民法	一	一
人事係	一	一	物権・	八	三
庶務係	一	一	その他	一	一
住民課	一	一	交通安全対策	二	四
保健	一	一	部落座談会	二	四
産業課	四	六			
建設課	一〇	一四			
管理	一	一			
用地	一	一			
教育委員会	四	四			
保育所	二	三			
計	二六	五			

〔町有 昭48「矢吹町会議録」抜粋〕

四六四〔昭和四十七年度消費者行政の推進〕

消費者行政

最近、国県はもとより各市町村に於ても消費者の保護を目的と
した行政に力を注いでいますが、本町に於いても四十七年七月一
日より県消費生活センターと協力して、本問題に取り組み十二月
十四日には県の移動生活車により講習会を開催し、正しい商品の

見分け方について勉強を行なっている。

〔町有 昭48「矢吹町会議録」抜粋〕

四六五〔昭和三〇年大畑部落生活改善模範につき要望〕

〔参考〕 要 望 書 ⑤

当部落は昭和二十七年五月生活改善模範部落として県の指定部落となり五年計画によって漸く全戸数に亘って改善されつつある事はすでに知る処であります。今や社会文化の振興と文化的生活水準の向上は憲法にうたつてある通り戦後^(ア)遂々進展して居るのであります。これ等事業の浸透にはそうとうの時間と努力を要するのであります。当部落は融和によって一致協力良くその実を結び県下にはこる模範部落として全国読売新聞社主催のコンクールに第四位を得た事も偏に村当局の御理解と皆々様の協力の賜と深く感謝致して居る次第であります。又各郡内町村は勿論郡外からの視察も日と共に多く現在迄一万を越ゆる人が参つて居るのであります。それ等に要する経費と時間の消費も多いのであります。生活改善をさげられる今日一日も早く全町村がなされる日を考える時じつとして居られない気持で一杯であります。

これ等の生活改善を通して社会教育に寄与する処又大なるものがあります。就いてはこれ等事情を斟酌下され特別の御詮議を賜り予算計上方を要望する次第であります。

昭和三十年五月十六日

矢吹町大畑部落生活改善会長

青 木 益一郎⑥

矢吹町議会議長 石井兵庫殿

矢 吹 町 長 野木忠房殿

〔町有 昭30「矢吹町会議録」抜粋〕

四六六〔昭和三十一年矢吹町営住宅建築執行〕

議案第三十二号

矢吹公営住宅建築工事執行の件

昭和三十年度において矢吹町公営住宅建築工事次のとおり施行するものとする

昭和三十一年六月十六日提出

矢吹町長 野 木 忠 房

一、建築事由

住宅に困つて居る低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸すること
に依り住宅難を緩和し国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与
することを目的とし健康で文化的な生活を営む事業の一助とする。

二、建築の場所 西白河郡矢吹町大字矢吹字大林一六五

三、事業の種類 第二種公営住宅十戸（木造建九坪）

四、事業及びその財源

1 工費 二、四五一、〇〇〇円

但し一戸当金二四五、一〇〇円

2 財源 イ、国庫補助金 一、六三四、〇〇〇円

ロ、町負担金 八一七、〇〇〇円

五、事業施行方法 五戸宛二組とし指名競争入札の方法による

六、工事施行期日 昭和三十一年八月着工、同年十月竣工

以上

〔町有 昭31「矢吹町会議録」抜粋〕

四六七〔矢吹町営住宅建築戸数〕

矢吹町営住宅概要

	建設年度	戸数	種別	構造
一大 林 住宅	昭和三〇	一〇戸	第一	木造
(1) 第一種 木造 一〇戸	三〇	五	第二	〃
(2) 第二種 木造 三戸	三〇	二	第二	〃
(3) 第一種 簡平 一戸	三〇	三	第二	簡平
(4) 第二種 簡平 六戸	三〇	一	第二	〃
(5) 第一種 中耐五戸	三〇	三	第一	中耐五

六 小 松 住宅	五 三 城 目 住宅	四 三 枚 発 田 住宅	三 小 池 住宅	二 大 一 池 住宅	(6) 第二種 簡二 六戸
(1) 第一種 簡平 三戸	(1) 第二種 木造 五戸	(1) 第一種 木造 一〇戸	(1) 第二種 木造 五戸	(1) 第二種 木造 三戸	
(2) 第二種 簡平 四戸		(2) 第二種 木造 八戸	(2) 第二種 簡平 一戸		
昭和三〇	昭和三〇	昭和元	昭和元	昭和元	計
〇〇	計	三 元	〇〇	〇〇	一〇
二戸	五戸	一〇戸	三戸	三戸	
第二	第二	第一	第二	第二	
簡平	木造	木造	木造	木造	
〃	〃	〃	簡平	〃	

七 一 本 木 住 宅 (1) 第一種 簡平 三〇戸	計 〃 〓
計 昭 和 興 三〇 戸 第一 簡 平	〇 〓 第一 〃

〔矢吹町役場建設課調〕

四六八 〔昭和四十七年都市計画の現況〕

都市計画の現況

一、法の適用

昭和二十八年二月二十一日 建設省告示第二一一号

二、区域の決定

昭和二十九年二月二日 建設省告示第五〇号

旧矢吹町一円（但し大字中畑新田字南釜、中畑村地内飛地を除く）

面 積 一、五七九 ha

名 称 矢吹都市計画区域

変更計画 昭和四十七年十二月十五日審議

三、都市計画街路

昭和三十三年三月三十一日 建設省告示第七四五号決定

街路番項		等級類別番号	街 路	起 点	終 点	巾員 (m)	延長 (m)
一	二	三	矢吹停車場線	字東側	字大林	二	五〇
二	三	三	国道四号線	西浦山	西古宿	二	三、〇〇〇
三	三	三	矢吹、棚倉線	西 浦	八幡前	二	一、〇四〇
一	小	二	西 浦、古宿線	西 浦	西古宿	二	三、四〇〇
一	小	二	八幡前北善郷内線	八幡前	北善郷内	八	二、〇五〇
一	小	三	矢吹、石川線	岡谷地	一本木	八	九、五〇〇

四、基礎調査事業

昭和四十六年十月完了

昭和四十七年十月一部改修完了

五、児童公園建設計画

昭和四十七年六月申請

阿武隈川流域別下水道整備総合計画

昭和四十七年十二月資料送達

都市計画関係事業補助率の現況

事業 者		工 種	施 工 者		負 担 割 合	
①街 路 事 業	二種改良	道路改良 舗装橋梁 立体交差	町 県	町 県	国	県
	二種改良	道路改良 舗装橋梁 立体交差	町 県	町 県	三分の二	三分の一
	二種改良	道路改良 舗装橋梁 立体交差	町 県	町 県	三分の二	三分の一
	二種改良	道路改良 舗装橋梁 立体交差	町 県	町 県	三分の二	三分の一

⑤ 県単	歩道舗装 街路植栽 街路調査		町	三分の二	三分の二	三分の二	四分の二
④ 公園事業		町	三分の二	三分の二	三分の二	三分の二	三分の二
③ 下水道事業	都市下水道 公共下水道	町	三分の二	三分の二	三分の二	三分の二	三分の二
② 土地区画整理事業	都市改造	町	三分の二	三分の二	三分の二	三分の二	三分の二

〔町有 昭48「矢吹町会議録」抜粋〕

2 警察・消防

四六九〔昭和二十二年公安委員選任〕

議案第五五号

公安定委員選任の件

警察法第四十四条の規定により公安委員三名を左の通り選任し議会の同意を求むるものとする

記

藤田 勝次
山田 英太郎
仲西 広次

議会の申入に依り藤田勝次を三村正吉と訂正

昭和二十二年十二月十六日提出同日同意

矢吹町長 仲西 正次

〔町有 昭22「矢吹町会議録」抜粋〕

四七〇〔昭和二十三年自治警察の発足〕

警察職員の設定及警察署の位置名称管轄区域に

関する条例

第一条 矢吹町警察に左の職員を置く

警察吏員

警察長

巡查部長 二人

巡查 五人

第二条 警察長は警察署長を兼ねる。

第三条 警察長に事故があるとき又は欠けたときは上席の警察吏員がその職務を代理する。

警察長は部下にその事務の一部を代理させることができる。

第四条 巡查部長は上司の指揮監督を受け警察事務に従事し

部下の巡查を指揮監督する。

第五条 巡查は上司の指揮監督を受け警察事務に従事する。